

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第877回）
九州電力、四国電力、中国電力、北陸電力、東北電力、北海道電力、日本原電、
東京電力HD、電源開発に関する指摘内容

令和2年7月17日
原子力規制庁
新基準適合性審査チーム

<主な論点、確認事項等>

（1）運転炉の原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定変更認可申請について

（四国電力）

- 放出管理用計測器等の機能維持の方法について、これらの設備が規定されている条文においても、施設管理の条文においても、当該設備に係る機能の維持が明確に記載されておらず、保安規定審査基準に定める内容の確認ができないことから、保安規定においてこれらの機器の機能維持を行うことを明確に位置付けること。
- 設計管理及び作業管理を個別条文とせずに、第119条の「7. 保全の実施」の中に位置付けているが、保全の実施は保全計画に基づいて実施するものであるところ、現状の記載では、新規施設に対する設計管理や作業管理を行う前に保全計画を策定する必要が生じるため、設計管理や作業管理を保全の実施の中でできるのか確認し、整理して説明すること。

（北陸電力）

- 第85条第8項の規定について、検査を受ける側である燃料炉心課長が、検査を実施する側の行為であるリリースの判断を行う記載となっていることから、検査の独立性が確保できていないため、再検討すること。

（2）建設炉の原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定認可申請について

（電源開発）

- 使用前事業者検査として実施する溶接検査に関し、個別検査（材料検査、開先検査、溶接作業検査、非破壊検査及び耐圧検査）において、現状の体制では作業実施者が次の工程に進めるためのリリース判断を行っているため、検査の独立性が確認できないことから、先行運転炉との差異を踏まえた上で、検査の独立性及び体制を説明すること。

（東京電力）

- 段階的に保安規定に定める事項について、保安規定における本則と附則の位置付けも踏まえ、本則として定めることを検討すること。

(建設炉共通)

- 運転段階の原子炉では、保安委員会等に原子炉主任技術者も参画し、設置許可や設工認等の申請を出すことになっているが、建設段階の原子炉においては、その役割を電気主任技術者等に行わせるとしており、原子炉主任技術者を関与させる必要がないのか説明すること。

以上